

一般社団法人日本小児内分泌学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本小児内分泌学会（英文：The Japanese Society for Pediatric Endocrinology）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、小児内分泌学の進歩普及をはかり、小児の福祉に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 研究、調査、知識の普及のための研究会、講演会などの開催
- (3) 学会誌、その他の出版物の刊行
- (4) 小児内分泌学における臨床医・研究者・教育者の育成
- (5) 小児内分泌学の診療・研究支援
- (6) 国際交流の促進
- (7) 当法人の目的に沿う顕著な業績に対する表彰
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、社員総会及び理事以外に、理事会、監事及び会計監査人を置く。

第2章 社員及び会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同し、社員1名の推薦を受けて入会した個人
 - (2) 年度会員：当法人の目的に賛同し、当該事業年度だけ当法人の会員となることを希望し、正会員1名の推薦を受けて入会した個人
 - (3) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助するため入会した個人または団体・法人
 - (4) 名誉会員：当法人に特に功績のあったもので、理事会で推薦され、社員総会の決議で承認された個人
- 2 当法人において、正会員のうちより細則に定める資格要件を満たしたうえで認定手続きを経たものを評議員と定め、その評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の会員（名誉会員を除く）になるためには、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 8 条 正会員、年度会員及び賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会及び退社)

第 9 条 会員は退会届を代表理事宛に提出し、いつでも任意に退会することができる。

- 2 年度会員は、当該事業年度末で会員の期限が到来し、当然に退会する。
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、退会する。
 - (1) 会費を3年以上滞納したとき
 - (2) 後見開始、又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 死亡、又は解散したとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) 総社員の同意があったとき
- 4 法人法上の社員たる評議員は、その社員たる地位から任意に退社できるほか、別途細則に定める評議員たる資格要件を満たさなくなった場合に退社する。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は細則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に除名の決議を行う社員総会の7日前までに通知するとともに、同社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 社員総会

(社員総会の構成及び機能)

第 11 条 社員総会は、法人法の社員たる評議員をもって構成する。

- 2 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事、監事並びに会計監査人の選任及び解任に関する事項
 - (3) 代表理事の選定及び解職に関する事項
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属書類の承認
 - (5) 定款及び細則の変更に関する事項
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会にて決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第 12 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(社員総会の招集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故のある場合は、副理事長がこれにあたる。

(社員総会における議決権)

第 15 条 社員総会において、社員は1人1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事並びに会計監査人の解任
- (3) 代表理事の解職
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理権行使)

第 17 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証する書類を当法人に提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第 18 条 社員総会の議事録については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に据え置くものとする。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人等

(役員等)

第 19 条 当法人に次の役員等を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 会計監査人 1名

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を副理事長とする。

3 代表理事をもって、当法人の理事長とする。

(役員等の選任)

第 20 条 理事及び監事は、当法人の社員の中から細則の定めるところにより、社員総会において選任する。

2 代表理事は、当法人の理事の中から、社員総会において選定する。

3 副理事長は、当法人の理事の中から代表理事より推薦を受けた者とし、社員総会において選任する。

4 会計監査人は、社員総会において選任する。

(役員等の親族制限)

第 21 条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令に定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員等の任期)

第 22 条 理事及び監事の任期は、選任された後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 4 理事及び監事は再任を妨げない。
- 5 役員の定年等については、細則の定めに従う。
- 6 会計監査人の任期は、選任された後1年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 7 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時社員総会にて再任されたものとみなす。

(役員等の職務)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、代表理事の業務を補佐し、円滑な学会運営を図る。
- 3 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の運営に関する事項を処理し、職務を遂行する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。
- 5 会計監査人は、法令の定めるところにより、計算書類及びその附属明細書等を監査し、会計監査報告書を作成する。

(役員等の責任免除等)

第24条 当法人は法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって同法111条第1項の行為に関する理事、監事又は会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

(役員等の報酬)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 会計監査人の報酬は、理事会において決定する。
- 3 前項の場合は、監事（監事が2人以上ある場合においてはその過半数）の同意を得なければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成及び機能)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、法人法並びにこの定款に定めるもののほか、次の事項を審議、決議する。
 - (1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 社員総会に付議すべき事項
 - (3) その他当法人の業務執行に関する事項
 - (4) 代表理事が必要と認めた事項

(理事会の招集)

第27条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会は決議に加わることのできる理事の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、決議をすることができない。
- 4 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 5 理事会には、各種委員会委員長、当該年度学術集会長、次年度学術集会長、次次年度学術集会長も出席することができる。

(職務執行状況の報告)

第28条 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事録については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事（代表理事に事故があるときは、出席理事全員）及び監事が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 会員総会、学術集会、委員会等

(会員総会の構成及び機能)

第 32 条 会員総会は、第 6 条第 1 項（1）の正会員をもって構成する。

- 2 会員総会においては、社員総会にて決議された次の事項について報告する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事、監事並びに会計監査人の選任及び解任に関する事項
 - (3) 代表理事の選定及び解職に関する事項
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - (5) 定款及び細則の変更に関する事項
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会にて決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- 3 会員総会において、会員の当法人に対する要望等を聞く場を設けることができる。

(会員総会の開催)

第 33 条 会員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集して開催する。

- 2 前項の会員総会は、年 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(会員総会の議長)

第 34 条 会員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故のある場合は、副理事長がこれにあたる。

(会員総会の議事録)

第 35 条 会員総会の議事については、議事録を作成し、代表理事及び副理事長が署名又は記名押印しなければならない。

(学術集会の開催)

第 36 条 当法人は毎年 1 回以上学術集会を開催する。

(学術集會長の選任)

第 37 条 当法人は、社員総会において、4 年以内に終了する最終の事業年度内に開催される学術集会を統括するため、正会員のうちより学術集會長を選任する。

(学術集會長の任務)

第 38 条 学術集會長は、学術集会を主催するとともに、理事会に出席し会務の運営連絡に努める。

(学術集会長の任期)

第 39 条 学術集会長の任期は、第 37 条の選任時より当該学術集会の終了の日までとする。
2 補欠により選任された学術集会長の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(委員会の設置等)

第 40 条 当法人には、会務の執行に必要な委員会を設置することができる。
2 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。
3 委員会の委員長及び委員は、理事会の決議により正会員の中から委嘱する。なお、必要に応じて会員以外のものに委員を委嘱することができる。

第 7 章 基金

(基金)

第 41 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 42 条 当法人の基金は、本法人が解散する時までは返還しない。

(基金の返還方法)

第 43 条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 45 条 代表理事は、毎事業年度、法人法第 124 条第 2 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属書類を定時社員総会に提出しなければならない。
2 代表理事は、定時社員総会において、前項の計算書類については承認を受け、事業報告書については、報告をしなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、法人法第 124 条第 3 項の承認を受けた計算書類が法令の定める条件に該当する場合には、事業報告書とともにその内容を報告すれば足りる。

(計算書類の備置き)

第 46 条 当法人は、各事業年度にかかる計算書類等を、定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 47 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 解散等

(解散の事由)

第 48 条 当法人は次に掲げる事由によって解散する。
(1) 社員総会の決議
(2) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
(3) 社員が欠けたとき
(4) 破産手続きの開始の決定
(5) 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第 49 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款に定めのない事項)

第 50 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。